

P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

手形・小切手の廃止

2027(令和9)年3月末(令和8年度末)をもって、紙の手形や小切手を銀行間で交換する仕組みが終了し、事実上の「廃止」となります。

政府は、2021年に「[5年後の約束手形利用の廃止](#)」を閣議決定しました。

この理由は、紙の手形は、印紙代、郵送代、保管や点検の事務作業など、発行側・受取側の双方に大きなコストなどの負担がかかること、紛失、盗難、偽造といった紙ならではの物理的リスクをなくすためだとされています。

最近では手形などの決済は少なくなったが、手形は現金化までに時間がかかるため、特に中小企業の資金繰りを圧迫していました。これを電子化や振り込みに切り替えることで、より早い代金回収を目指しています。

さて、今後どうなるかですが、銀行同士で手形をやり取りしていた「電子交換所」での取り扱いができなくなり、紙の手形を使おうとしても、受け付けてもらえないなります。

このため今後は、次のデジタル決済

手段への移行が強く推奨されています。

① でんさい(電子記録債権)の利用

ネット上で手形と同じような機能を持つ仕組みです。印紙代がかからず、分割して支払うことも可能です。

② インターネットバンキングによる振り込み

シンプルな銀行振り込みに切り替えるケースも増えています。

今お使いのネットバンキングをそのままの窓口として、[でんさい](#)の機能を追加するという形が一般的です。

[でんさい](#)についてもう少し。ネットバンキングは月額利用料が高いし、操作も難しそうという方は、「[でんさいライ](#)ト」や「[でんさいネットサービス](#)」をご利用ください。詳しくは取引先金融機関に聞いてみてください。

なお、全国銀行協会から「[手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画](#)」がでていますので、そちらもご覧ください。

事務所・P5より・・

編集後記 2月になると個人の確定申告業務に追われます。最近は、電子申告になって早期に申告できるようになり、1月中にも何件かはすでに申告が終わっています。弊所に申告を依頼していただける皆様は、2月中の書類提示をお願いします。**編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)**

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 436

令和8年2月1日

確定申告の「落とし穴」

暦の上では春を迎ましたが、税務の世界ではいよいよ確定申告という「熱い季節」の到来です。今月号は、次ページで、[確定申告の「落とし穴」](#)として特集しております。

さて2026年は年頭から米国のベネズエラ攻撃や長期化するウクライナ情勢など、世界規模で武力衝突や緊張が近年になく高まっています。民主主義の優等生とされている米国の最近の状況は、軍事、独裁国家と同様に司法制度の機能が十分果たされているのか疑問視している方も少なくないと思います。そして今まで米国の同盟国とされていた国が米国との関係を危惧しています。

先月29日の[PBS NEWS HOUR](#)で放送された、カナダのクリスティア・フリーランド前副首相へのインタビュー内容を紹介します(NHK BS 1/30放送の通訳を参考に)。

アメリカの最も密接な同盟国の一つであるカナダの指導者による発言です。

「アメリカの視聴者に申し上げたい。私たちはあなた方の友人でありたいのです。大半のカナダ人は、アメリカと貿易を含め、緊密で互恵的な関係を望んでいます。そして、それは可能です。

私はカナダ代表として、第1次トランプ政権と自由貿易交渉を行いました。糾余曲折もあり一時は関税を課されたこともありましたが、私たちは同率の報復措置を実施しました。最終的に私たちは良好な合意に達し、トランプ大統領自ら『史上最高の貿易合意』と称賛したのです。・・

しかし現在、多くのアメリカの同盟国が、現状の扱いを受け入れがたいと感じています。私はダボス会議に出席しましたが、最も驚いたことの一つは、ベルギー首相の発言でした。彼は保守派で、EUの中道右派グループに属する親米・大西洋主義者です。本来ならアメリカの強い味方であるはずの彼がこう言ったのです。『幸せな従者でいることと、惨めな奴隸でいることの間に大きな違いがある』と。

冷静なフラマン系ベルギー人の首相でさえ、自国への扱いを『惨めな奴隸』のようだと表現しているのです。アメリカの同盟国は、自分たちが不当に扱われていると感じており、各国はそれに対応しようとしています。」

HPリンク⇒

pdfで作成しています。
下線部分は元資料にリンクできます。



2026年2月の税務・総務予定

(税務)

*固定資産税（都市計画税）の4期分の納付 通常月末(2月28日)
茅ヶ崎市・横浜市 3月2日(月)
*税理士記念日 23日(月・祝日)
*令和7年分所得税の申告・納付

2月16日(月)～3月16日(月)

振替納税選択の振替日
4月23日(木)

*令和7年分個人消費税の
申告・納付 3月31日(火)まで
振替納税選択の振替日

4月30日(木)

*令和7年分贈与税の申告・納付
2月2日(月)～3月16日(月)

(総務他)

*令和8年度経営計画の策定
*4月新卒者入社前研修
*春の昇級のために人事評価

COVID-19・Influenza 関連のデータは
ホームページ(HP)に掲載しております。

令和7年分確定申告の「落とし穴」

令和7年分の申告は、基礎控除の改正など、例年以上に注意すべき点が増えています。

今回は、国税庁の「誤りやすい事例集」（公的には全文は公表されていません。ある程度知識がないと混乱するからかもしれません。）に基づき、つい「うっかり」やってしまいがちなポイントを、解説します。

1 意外と知らない「その所得、誰のも の？」

結構おおい間違えに、不動産や駐車場の収入を申告する際に共有名義であるにもかかわらず一人の人の収入として申告しているケースがあります。

例えば夫婦や親子で共有している物件の家賃を、「代表者一人の所得」として申告するのは誤りです。原則として、それぞれの持ち分割合に応じて分ける必要があります。家賃であったらその家屋の所有者、駐車場であったら土地の所有者がどうなっているか調べてみてください。

2 「非課税」と「課税」の微妙な境界線

受け取ったお金がすべて所得になるわけではありませんが、思い込みは禁物です。

多い間違いの一つに遺族年金があります。亡くなった方の勤務に基づいて支給される遺族年金には、所得税はかかりません。間違えて税金を多く払っていませんか。

通勤手当には非課税の規定がありますが、会社から通勤手当が出ていないのに、実際にかかった交通費を給与収入から引いていることがあります。これはだめです。給料明細で交通費（手当）として支給されている分は通常非課税です。この場合、年末調整において会社で非課税として処理していると思いますので、心配しないでください。

あまりないと思いますが、交通事故などの賠償金（治療費や慰謝料など）は原則非課税です。ただし、店舗の休業補償や、経費（給料など）を補填するに受け取った部分は課税対象となります。ちょっと難しいですね。

昨年、相続で1千万円の預金をもらつたのですが、所得税の申告をしなけれ

ばならないのでしょうかと、聞かれることがあります。相続税を払っていても払っていないなくても関係ありません。相続でもらった財産には、所得税はかかりません。贈与で、もらった分については、所得税はかかりませんが、贈与税がかかりますので、申告が必要かどうか確かめてください。

3 令和7年最大の変更点！「基礎控除」

令和7年分の申告から、多くの方に影響するのが基礎控除の改正です。

平成30年度の税制改正前までは、基礎控除は、誰でも38万円の同一額が控除できたのですが、現在は本人の所得によって控除額が異なっています。

例えば、本人の合計所得金額が655万円超で2,350万円以下の場合、これまでの48万円から58万円へと、控除額がアップしています。

そして、合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減っていき、2,500万円を超えると基礎控除はゼロになります。

ご自身で申告される方は、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」で作成される方が無難です。

4 配偶者や扶養家族は？

ここが一番の「落とし穴」かもしれません。扶養に入るかどうかの判定基準を整理しましょう。

合計所得金額が1千万円を超える人の配偶者には、配偶者控除（通常38万円）や配偶者特別控除は受けられません（所法83、83の2）。

16歳未満のお子さんには扶養控除（同38万円）はありませんが、障害をお持ちの場合は、扶養控除はなくとも障害者控除（同27万円）を受けること

ができます（所法79）。

令和7年分から、特定親族特別控除が新設されました（所法84の2）。令和7年分から、19歳以上23歳未満の子などの所得制限が緩和される特例が始まっています。所得が58万円を超えてしても、123万円以下であれば段階的に控除が受けられます。気をつけてください。

5 医療費控除の「うっかり」事例

新型コロナウイルス感染確認のために行うPCR検査代は、医師等の判断により受けた場合には医療費控除の対象となりますが、帰省や旅行のために自主的に受けたものは対象外となっています。ただしあまり嬉しくありませんが、検査で「陽性」になり引き続き治療を受けた場合は、その検査代も控除対象になります。

がんと宣告され保険金を受け取った場合ですが、これは医療費の補填を目的とする保険金に当たりませんので、医療費から差し引く必要はありません。

ちなみに手術等で、保険契約に基づき給付金を受け取った場合の給付金は「実際にかかった手術代」からは引きますが、他の無関係な「風邪の治療費」からまで引く必要はありません。